

原子力発第21016号
令和3年4月13日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

原子炉施設保安規定変更の補正に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年11月27日付、原子力発第20341号（令和3年2月5日付、原子力発第20415号により一部補正）にて連絡した原子炉施設保安規定変更の補正につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 補正の理由

原子炉施設保安規定変更認可申請後の原子力規制庁の審査を継続しているが、その審査の過程で特重ディーゼル発電機が運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置の設定について一部記載を変更すること等が必要となったこと、令和3年1月14日に認可された保安規定の変更内容を反映する必要があることから、記載内容の一部を補正する。

2. 補正の概要

令和2年11月27日付事前連絡（令和3年2月5日付補正に関する事前連絡）において連絡した原子炉施設保安規定変更の記載内容の一部を補正する。

以 上